

— まちづくり協議会の認定にかかる申請について —

＜草津市協働のまちづくり条例 認定にかかる申請＞ (案)

(条文 案)

▼まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、市長に対し、市規則で定めるところにより、認定を申請するものとする。



(規則 案)

▼まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- ①規約
- ②役員名簿
- ③活動区域を表す図面
- ④組織構成図
- ⑤その他市長が必要と認める書類

▼市長は、前項の申請に基づき、まちづくり協議会の認定の可否を決定するものとする。

(参考資料) 他市事例 比較表

| ケース | 申請について |
|------------------|--|
| 田原市市民協働まちづくり条例 | <p>条例第18条第1項に定める認定を受けようとする地域コミュニティ団体は、地域コミュニティ団体認定申請書により、次に掲げる事項を明らかにし、市長に申請するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この申請における記載の一部を省略することができる。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【申請に必要な書類】</p> <p>まちづくり協議会の認定の申請は、まちづくり協議会認定申請書を次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出して行わなければならない。</p> <p>①団体の名称及び事務所の所在地／②規約（組織体制及び役員を選出に関する事、財産処分、事業運営等の決定手続きに関する事、その他団体運営に関する事について定められているもの）／③代表者の氏名及び住所／④活動の区域／⑤構成員の状況／⑥次に掲げる運営の状況（対象区域における市民、市民活動団体及び事業者の参加を得るための取組に関する事）</p> |
| 佐倉市市民協働の推進に関する条例 | <p>地域まちづくり協議会の認証を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【申請に必要な書類】</p> <p>この申請書には、次の書類を添付すること。</p> <p>①規約／②役員名簿／③構成員に関する書面／④活動地区を示す図面／⑤協議会の組織構成図／⑥活動地域内の自治会等の3分の2以上が構成員となることを証する書類／⑦協議会設立時の議事録の写し</p> |